

(事業主の方へ)

平成28年4月1日から

「高年齢者雇用開発特別奨励金」の助成額を引き上げます

「特定求職者雇用開発助成金（高年齢者雇用開発特別奨励金）」は、平成28年4月1日から、以下のように助成額を変更しました。

今後、ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

助成額の変更 平成28年4月1日以降、対象労働者を雇い入れる場合

65歳以上の高年齢者の雇入れを、より一層促進するという目的から、以下のように、助成額を引き上げました。

◆特定求職者雇用開発助成金（高年齢者雇用開発特別奨励金）

対象労働者	現 行		平成28年4月1日の雇入れから	
	支給総額	助成対象期間	支給総額※1	助成対象期間※2
短時間労働者以外	60 (50)万円	1年 (1年)	70 (60)万円	1年 (1年)
短時間労働者※3	40 (30)万円	1年 (1年)	50 (40)万円	1年 (1年)

注：（ ）内は中小企業以外の事業主に対する支給総額・助成対象期間です。

※1,2 助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期・第2期）といい、支給総額を支給対象期に分けて支給します。

※3 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

▶ 「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）」と「特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発助成金）」については、助成額の変更はありません。

▶ 詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。

